

国鉄改革完遂！

当たり前の労働運動を
前進させよう！

JR 東海労に
結集しよう！

J R
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部
〒420-0851

静岡市葵区黒金町 68 番地

N T T 054-284-3608

発行責任者： 半場弘恭

2024 年 9 月 28 日 No. 7

袴田巖さん再審無罪！

検察は「控訴」するな！！



地本は 9 月 26 日、袴田巖さん再審判決公判が開かれた静岡地方裁判所の現地において、傍聴券獲得をはじめとする支援激励行動に、本部、各地本、OB と共に総勢 21 名で参加しました。現地には多数の支援団体や支援者も結集し、姉ひで子さんと弁護団の入廷を激励しました。開廷後の 14 時過ぎ、「無罪判決」が伝えられると喜びと安堵の歓声が上がりました。そして直ちに、JR 東海労の参加者も支援者と共に横断幕とプラカードを掲げて、静岡地方検察庁まで行進し、検察の控訴断念を訴えるシュプレヒコールと、支援団体



代表者が申し入れを行いました。公判修了後、ひで子さんと小川弁護団から報告を受け、検察の控訴を許さず無罪判決確定まで闘うことを支援者全体で確認しました。

＜ 判決で無罪の主な根拠として警察・検察の捏造と認定した 3 点 ＞

1. 確定判決が任意性を認めた検察官作成の「自白調書」
2. 事件から 1 年 2 ヶ月後にみそタンクで見つかったシャツやズボンなどの血染めの 5 点の衣類
3. 袴田さんの実家から発見されたズボンの共布

国井裁判長は、判決文で結論として「①適切な手続きによって取り調べられた証拠によって、被告人が有罪であるという事実を認定する必要がある、②被告人が有罪であるという立証責任は検察官にあり、被告人が有罪か否かは、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に従って判断されなければならない、③被告人を有罪と認定するには、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証すなわち、健全な社会常識に照らして、被告人が無罪であるという疑いに合理性がないといえなければならないことが必要である。このような刑事事件裁判の原則に従えば、被告人本件犯行の犯人であると認定することはできない。」としました。

1966 年袴田巖さんは容疑者とされてから 58 年間、司法の誤った判断により死刑囚となり苦しんできました。これは、再審法が①再審法の手続きにおいて証拠、開示規程が存在しないこと ②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること ③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことがあり、無罪まで長い時間がかかってしまう問題点があり、一刻も早く再審法（刑事訴訟法第 4 条）改正がされなければ国家の機関によって、えん罪被害者がつくりだされてしまいます。



地方検察庁は控訴するな！の要請行動

* 再審無罪となった過去の死刑事件は全て検察側が控訴せず確定しました。地本は控訴期限の 10 月 10 日まで検察が控訴を断念させる取り組みをしていきます。